

昭和 40 年 1 月 1 日制定

福岡労働局無災害記録証

授 与 内 規

福 岡 労 働 局

福岡労働局無災害記録証授与内規

(昭和40年1月1日)

第1条 事業場又はその単位職場において、別表に定める無災害記録(労働延日数)を

樹立したときは、この内規により様式1の無災害記録証を授与する。

第2条 無災害記録証の授与は、所轄労働基準監督署長の推薦により福岡労働局長が行

う。

第3条 この内規による無災害記録が樹立されたときは、様式2によって所轄労働基準

監督署を經由し申請すること。

第4条 この内規は、労働基準法第8条第1号乃至第5号の事業及び林業であって、労

働者数150人未満の適用事業場を単位として適用する。

第5条 この内規は、昭和40年1月1日以降に樹立された記録について適用する。